

国立大学法人京都大学外国人教師就業規則の一部を改正する規則

国立大学法人京都大学外国人教師就業規則（平成16年達示第74号）の一部を次のように改正する。

（内容については、別紙のとおり。）

附 則

この規則は、平成19年12月18日から施行し、平成19年4月1日から適用する。

国立大学法人京都大学外国人教師就業規則

平成16年4月1日

達示第74号制定

(前略)

(給与)

第6条 外国人教師には、次の各号に掲げる給与を支給する。

- (1) 俸給
 - (2) 都市手当
 - (3) 通勤手当
 - (4) 期末手当
 - (5) 勤勉手当
- 2 外国人教師の号俸は、その者の大学卒業若しくは短期大学卒業後の経験年数をもとに、別表第1及び別表第2により決定する。
 - 3 俸給及び都市手当の月額は、別表第3のとおりとする。
 - 4 通勤手当の月額は、国立大学法人京都大学教職員給与規程(平成16年達示第80号。以下「給与規程」という。)第18条の規定を準用して得られた額とする。
 - 5 期末手当及び勤勉手当の額は、給与規程第28条から第31条までの規定を準用して得られた額とする。この場合において、~~準用する給与規程の規定は、当該事業年度の初日において教職員に適用されるもの(当該事業年度途中の同規程の改正により当該初日に遡及して改正規定が適用される場合にあっては、当該改正前の規定)とし、同規程第28条第4項の役職段階別加算適用表に規定する加算割合は、同表の規定にかかわらず100分の15とする。~~
 - 6 前項までに掲げるもののほか、給与の支給に関する事項については、給与規程の規定を準用する。

(後略)